

## 1. 目的

10年間の時限立法 (~R8 (2026).3.31)

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

## 2. 概要

(一般事業主(民間企業等)に関する部分は厚生労働省が、特定事業主(国・地方公共団体)に関する部分は内閣府(内閣官房、総務省と共管)が所管)

○ 一般事業主(民間企業等)、特定事業主(国・地方公共団体)は、

- (1) 職場の女性の活躍に関する状況の把握・課題の分析を実施、
- (2) 状況把握、課題分析を踏まえた事業主行動計画を策定・公表、  
 [事業主行動計画の必須記載事項]  
 ・目標(数値を用いて設定) ・取組内容 ・取組の実施時期 ・計画期間
- (3) 女性の職業選択に資するよう、女性の活躍に関する情報を公表

・常用労働者301人以上的一般事業主及び全ての特定事業主は、

- ①職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち  
 「男女の賃金の差異」(職員の給与の男女の差異)の項目 ※
- ②職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち①以外の項目から1項目以上
- ③職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績から1項目以上を公表

・常用労働者101人以上300人以下の一般事業主は、

- 「職業生活に関する機会の提供に関する実績」及び  
 「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」の全ての項目から1項目以上を公表

○ 国等は、優良な一般事業主に対する認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)、公共調達における受注機会の増大等の施策を実施。

地方公共団体は、国の施策に準じて受注機会の増大等の施策を実施(努力義務)

○ 地方公共団体は、推進計画(区域内の女性活躍の推進に係る計画)を策定、公表(努力義務)

(1)～(3)の対象は、  
 ①常用労働者101人以上的一般事業主 及び  
 (常用労働者100人以下的一般事業主は努力義務)  
 ②全ての特定事業主

情報公表項目	
職業生活に関する機会の提供の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用者に占める女性の割合</li> <li>管理職等に占める女性の割合</li> <li>男女別の職種又は雇用形態の転換の実績</li> <li>男女別の再雇用又は中途採用の実績</li> <li>男女の賃金の差異 等</li> </ul>
職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女の平均継続勤務年数の差異</li> <li>残業時間の状況</li> <li>男女別の育児休業取得率</li> <li>有給休暇取得率 等</li> </ul>



## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号:議員立法)のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法) (令和6年4月1日施行)

#### ■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

#### ■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

#### ■教育・啓発

#### ■人材の確保

#### ■調査研究の推進

#### ■民間団体援助

#### ■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

#### ■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

#### ■支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター  
(旧名:婦人相談所)

女性相談支援員  
(旧名:婦人相談員)

女性自立支援施設  
(旧名:婦人保護施設)

#### 民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援  
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

### 売春防止法

#### 第1章 総則

(主な規定)  
第1条 目的  
第2条 定義  
第3条 売春の禁止

#### 第2章 刑事処分

(主な罰則)  
第5条 勘詰等  
第6条 周旋等  
第11条 場所の提供  
第12条 売春をさせる業

#### 第3章 補導処分

(主な規定)  
第17条 補導処分  
第18条 補導処分の期間  
第22条 収容

廃止

#### 第4章 保護更生

(主な規定)  
第34条 婦人相談所  
第35条 婦人相談員  
第36条 婦人保護施設  
第38条 都道府県及び市の支弁  
第40条 國の負担及び補助

存続



目的（1条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

定義（2条）

「性的指向」

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

「ジェンダーアイデンティティ」

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

基本理念（3条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

国の役割

国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（4条）

- ・毎年1回、施策の実施の状況を公表（7条）
- ・基本計画の策定（8条）  
※おおむね3年ごとに検討・変更
- ・学術研究その他の必要な研究（9条）
- ・心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10条1項）
- ・知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策（10条1項）
- ・性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の運営（11条）
- ・指針の策定（12条）

地方公共団体の役割

国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（5条）

- ・心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10条1項）
- ・知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策（10条1項）

事業主等の役割

・労働者や児童等の理解の増進に自ら努める（6条）

事業主の役割（10条2項）

- ・情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備等の必要な措置

学校※の設置者の役割（10条3項）

- ・家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等  
※幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。

・国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する施策への協力の努力（6条）

留意事項（12条）

- ・措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができるよう、留意する。

見直し規定

- ・この法律の規定については、施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。